

倭小学校いじめ防止基本方針 倭小学校

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取っていきます。

(3) 倭小学校のいじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校は、「すべての児童にいじめを行わせない」「他の児童に対して行われるいじめを認識したら、これを放置しない」よう、いじめの防止のため、次の4点を基本理念として対策を講じます。

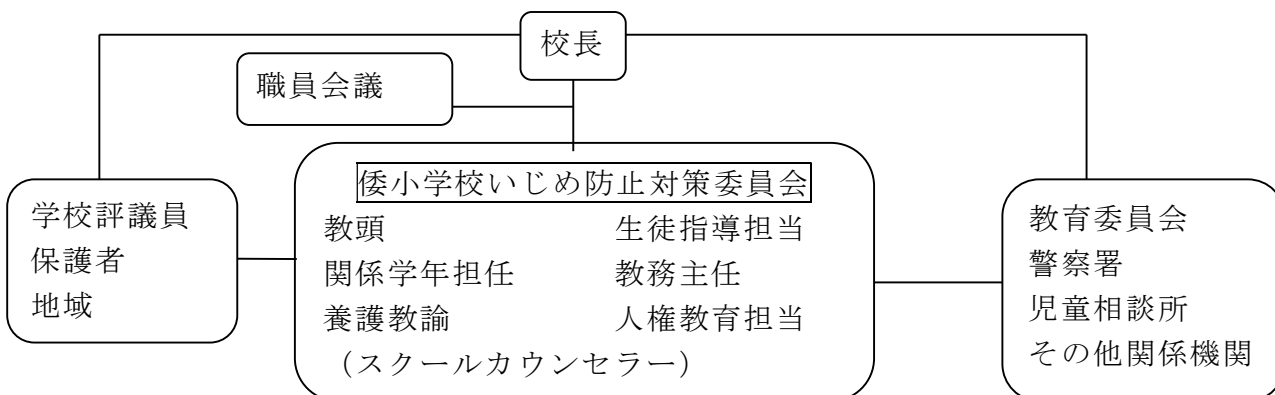
- ① いじめは、人として決して許されない行為です。そして、どの児童にもどの学校にも起こりうるとの認識をもち、学校は、家庭及び地域と連携し、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、全教職員で組織的な取組を進めます。また、いじめ問題の解決では、いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫きます。同時にいじめ問題の対応にあたり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧に話をします。
- ③ 児童が、一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことによりいじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるような学習を進めます。

- ④「いじめを生まない学校づくり」に取り組む未然防止の活動は、ふだんの教育活動の在り方と密接に関わっているため、すべての教職員がこのことを認識して教育活動を行います。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「倭小学校いじめ防止対策委員会」(学期1回、緊急時)

(2) 組織の構成



(3) 組織の役割

- ①いじめの未然防止の取組を検証
- ②いじめの相談、通報の窓口(代表窓口は生徒指導担当、管理職と情報共有)
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有
- ④いじめアンケート調査の実施と結果分析
- ⑤いじめを察知した場合・・・組織として対応し早期解決をはかる
 - ・情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取。
 - ・指導や支援の体制
 - ・対応方針の決定
 - ・保護者との連携。
 - ・学級への指導体制の強化と支援
 - ・教育委員会への報告と連携
 - ・必要に応じて外部組織への協力要請や警察への通報等

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

- ① 人権教育を推進し、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手の気持ちを考える学級・学校づくりに取り組みます。
- ② 基礎基本の定着を図るとともに一人ひとりが達成感・成就感を味わえる「わかる」「できる」授業を工夫します。
- ③ 道徳教育を充実させ、人間尊重や生命の大切さ・お互いを尊重すること・規範意識などの道徳的心情を育てることに努めます。
- ④ 縦割り班活動や集団活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、社会性や自己有用感を育み、人とよりよく関わる力の育成に努めます。
- ⑤児童会活動等を通じて、いじめの問題を考えたり、子どもたち同士の人間関係や仲

間づくりを進めたりしていきます。

(2) 早期発見

- ① ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する姿勢をもってあたります。
- ② 日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持ちます。
- ③ 学期に1回以上のアンケートをとり、実態把握に努めるとともに、教職員間で情報交換・情報共有し、組織として対応します。

(3) 早期対応

- ① いじめを発見・通報・相談を受けた場合は、速やかに止めることを最優先とし、教育委員会へ報告するとともに、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会で協議しながら組織的に対応し、問題の解決にあたります。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実関係を確認した上で、いじめられている児童の安全の確保や心のケアを行うとともに、加害者側の児童には毅然とした態度で指導にあたります。
- ③ いじめにあたと判断しても、厳しい指導ばかりではなく状況によっては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟な対応をするなど、児童の心に届く指導を行います。
- ④ 直接関係のない立場にいる児童にも、「容認」「止めたいのに止められない」「無関心」等、状況に応じた指導を行います。
- ⑤ 学校内だけでなく、教育委員会・関係機関・専門機関等と協力して解決にあたります。
- ⑥ いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件を満たしていると考えます。

- ① いじめにかかる行為が相当の期間（3か月）止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

この要件を満たしているかどうか、学校として継続的・丁寧に様子や状況を見ていくとともに、被害児童や保護者に面談等によって確認します。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 「いじめ問題」についての正しい理解を図り、子どもの表情や変化・行動で気づいたことを学校に知らせてもらうなど学校と連携することをお願いしていきます。
- ② 情報機器（インターネットや携帯電話等）の使用における利便性や危険性について、正しく理解し、適切に指導できるよう啓発に努めます。
- ③ いじめ問題が確認されたときには、家庭との連携をいつも以上に密に行い、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係等について情

報を共有して指導に生かします。また、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。家庭の理解と協力によって問題解決を図ります。

④ 学校の相談体制や、外部の相談機関などについてお知らせしていきます。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の倭小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに、教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施します。（児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含みます。）また、法に抵触すると考えられる場合は、津南警察署に通報し、対応等の相談を行います。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。